



## 社協ってなに?

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に各都道府県・市区町村に組織された非営利の民間団体。それが社会福祉協議会、略して社協(しゃきょう)です。社協は、地域の様々な社会資源とのネットワークを持ち、多くの人々との協働を通じて住み良いまちづくりのため、地域の最前線で活動しています。

# 和歌山市社協の沿革

和歌山市においては、昭和27年、全国的に社会福祉協議会の組織づくりが活発化する中で、任意的団体として「和歌山市社会福祉協議会」が結成されました。以来、住民主体の理念に基づいた福祉活動を心がけてきました。

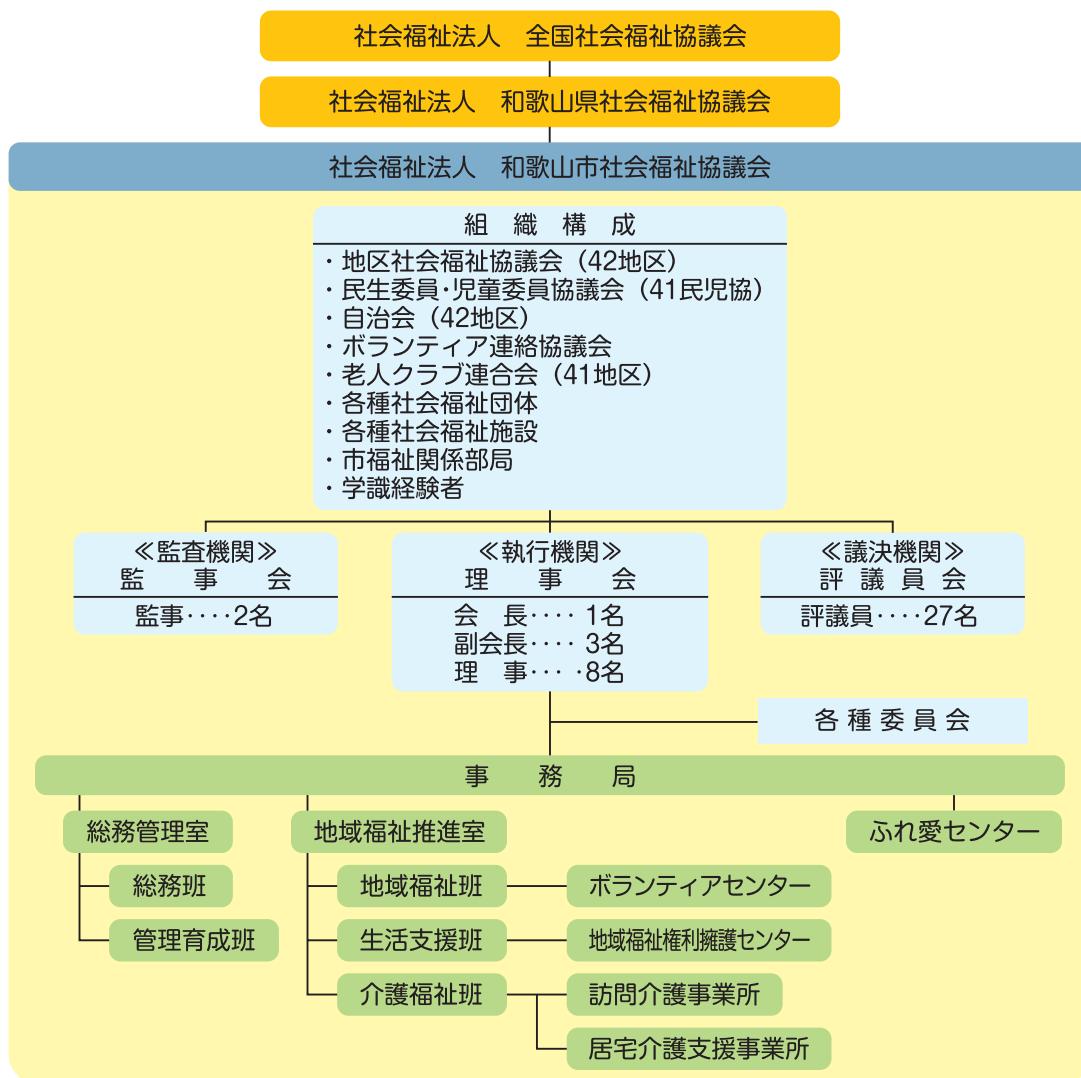
しかし当時は、組織面においては社会福祉関係者のみが中心であり、活動面においても行政の補助機関的色彩が強く、地域の要求に応じた住民主体の活動が充分であったとはいえないませんでした。また、当時の施策の進展にもかかわらず、地域においてはまだまだ残された課題も多く、福祉制度や施設整備など、福祉充実に対する要求も益々高まりをみせていました。

そのため、住民の自主的な組織活動によりこれらの問題を解決するとともに、この組織機能を強化するため、昭和42年4月に和歌山市社会福祉協議会の法人化（社会福祉法人）が図されました。

「住み慣れた地域で、気心の知れた人たちと安心して暮らしていきたい。」

そんな誰もが持つ共通の願いを実現するために、和歌山市社協では地域住民や福祉関係機関・団体、またはボランティアに携わる方々の協力のもと、各地でふれあいのまちづくりを推進するなど、地域福祉の充実に向けて取組みを進めています。

## 和歌山市社会福祉協議会の組織図



# ご存知ですか？「地区社協」

「地区社協」とは、市内42地区にそれぞれ設置された任意団体です。「自分たちの地域は自分たちで良くしていこう」を合言葉に、「誰もが安心・安全に暮らせる地域のまちづくり」を目指して、地域の福祉課題やニーズをしっかりと把握し、問題解決に向けた活動を行っています。

また、～支えあい 助け合い 心をつなぐ 地域の絆～ をスローガンに11月15日を「社協の日」とし、啓発活動や地域に根差した福祉活動を行っています。



## 和歌山市社協の主な事業

### ●「社会福祉協議会会員」の募集

住み良い福祉のまちづくりを推進していくうえで住民の皆様の自主的な参画、参加をよびかけるひとつの手段として会員制度を導入し、住民の皆様をはじめ福祉施設・団体、企業などたくさんの方々から財政面での資金的な協力をいただいている。

### ●社会福祉関係機関との連絡調整

社会福祉関係機関相互の連携を図ることを目的に、地区社協、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、各種福祉団体・施設、ボランティア等との連絡調整を行い、福祉ネットワークの形成に努めています。

### ●善意銀行の運営

市民の皆様から善意の淨財（社会福祉に対する寄付金）をお預かりする窓口として、和歌山市社協が主体となって、善意銀行を運営しています。市民の皆様から寄託された善意の淨財は、高齢者や障がい者、児童の福祉向上及びその他必要な支援活動のため有効に使わせていただきます。

### ●社会福祉功労者等の表彰

社会福祉功労者等表彰式を開催し、社会福祉に功労のあった社会福祉功労者・模範老人・社会福祉施設協力者等に対し表彰・感謝等の授与式典を行っています。



### ●社会福祉に関する広報・啓発活動

社協活動の広報、そして福祉に関する理解と関心を高めていただくことを目的に様々な情報を提供し、啓発活動に努めています。

- ◆広報紙「わかやまし社協」の発行
  - ◆ホームページの運営
- URL <https://w-shakyo.wixsite.com/w-shakyo>



## ●共同募金、歳末たすけあい運動への協力

各地区の連合自治会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会をはじめ、福祉関係機関と連携して募金活動に協力しています。

**運動期間**

- 赤い羽根共同募金 每年10/1～翌年3/31
- 歳末たすけあい運動 每年12/1～12/31



## ●社会福祉団体等への支援

地区社協をはじめ社会福祉団体や当事者組織の活動に対し、必要に応じて助成又は支援を行っています。

## ●チャイルドシート・ベビーカーの貸出事業

チャイルドシート・ベビーカーを市民に貸し出す事業を実施することにより、子育てにかかる補完的役割を果たすとともに、チャイルドシート等の使用を促進し、幼児の生命または身体に対する危害の防止を図ることを目的に行っています。

## ●福祉総合相談

複雑な内容の困りごとを抱えている方やそれに気づいた方からの相談を、面談や電話、LINEにより対応しています。(秘密厳守)

## ●生活福祉資金の貸付

低所得世帯、障がい者・高齢者世帯などに対して、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的として、民生委員と連携し、資金の貸付と必要な援助指導を行っています。

## ●地域福祉権利擁護事業（地域福祉権利擁護センター）

判断能力が不十分なすべての方が安心して暮らしていくために、権利擁護に関する相談受付、情報提供、福祉サービス利用援助事業、法人後見事業、後見制度についての広報啓発活動を行い、権利擁護に関わる総合的な支援を行っています。

## ●福祉サービス利用援助事業

判断能力の不十分な高齢者、知的障がい、精神障がいを持つ方に対し、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理など、一連の支援を行っています。

## ●ふれあいサービス事業（住民参加型在宅福祉サービス）

サービス利用者と提供者がお互いに会員となり、公的サービス利用の有無や年齢にかかわらず、会員相互の助け合い活動として主に家事援助サービスを行っています。  
(家事援助、外出の付き添い、産前産後のお手伝い…など)



## ●ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターでは、次のような取組みを行っています。

- ◆ボランティアに関する相談、情報提供、情報収集、登録、斡旋
- ◆ボランティア保険の加入受付
- ◆ボランティアの育成と確保
  - ・夏のボランティア体験学習の開催
  - ・次世代ボランティアの育成と確保
  - ・ボランティア登録者の活動支援
- ◆福祉教育の推進
- ◆おもちゃ病院開院



## ●災害時の取組み

### 災害ボランティアセンター 設置・運営

大規模災害時に災害ボランティアを受け入れ、活動の拠点として素早く効率的に展開し、一日も早いまちの復興を目指します。また、平常時には災害時対応訓練や研修会を通して、災害ボランティアの育成やネットワークづくり、啓発活動を行っています。



### 被災地支援活動

大規模な災害で被災した地域に、県社協や近隣社協と協働して、一日も早いまちの復興に向けた被災地の災害ボランティアセンター運営支援と災害ボランティア活動を行うための職員を派遣しています。



## ●「わかやまし社協まつり」の開催

住民の方々に社協の活動をより知っていただくとともに、各種イベントなどを通じて福祉にふれることでさまざまな出会いや交流の輪となり、豊かに暮らせるまちづくりのきっかけの場となることを目的に実施しています。



## ●居宅介護支援サービス

介護支援専門員（ケアマネージャー）が要支援・要介護状態となった高齢者やそのご家族の相談に応じ、介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、介護サービスが適切に提供されるよう支援しています。

## ●訪問介護サービス

介護保険対象の方や、障害福祉サービス対象の方の在宅生活を支援するため、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し身体介護・生活援助等を行っています。

## ●障がい者（児）福祉事業

発達の遅れや心身に障がいがあることで上手に遊ぶことができない子どもたちが保護者やボランティアさんと一緒におもちゃで遊んだり、気に入ったおもちゃが借りられる「おもちゃ図書館」を開催しています。

また、障がいのある方たちが楽しみながら交流し、健康・体力づくりができるようカローリング・フライングディスク体験教室を開催しています。

## 和歌山市からの受託事業

### ●緊急通報システム事業

65歳以上でひとり暮らしの高齢者又はひとり暮らしの重度身体障がい者の方を対象に、警備会社と消防との連携による緊急通報システム事業を行っています。

### ●市民大学運営事業

市民が学園生活の中で、健康な生活と仲間との友情をはぐくみ、また学習で習得した技能、知識により一人ひとりの生活を充実させることを目的に実施しています。

### ●生活支援体制整備事業

地域住民が主体となり、高齢者の社会参加や生活支援、介護予防の充実を図り、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を送れるように、高齢者を支える体制づくりに取り組んでいます。

## ●多機関協働による地域福祉推進事業

住民の複雑化・複合化した問題を解決するため、相談支援事業・参加支援事業・地域づくり事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」において、困りごとを丸ごと受け止める体制づくり、孤立などにより支援につながりにくい方への継続的なはたらきかけ、地域とのつながりづくりに向けた支援など問題解決のため多機関協働で取り組んでいます。

## ●ふれあいのまちづくり事業（多機関協働による地域福祉推進事業）

支援が必要な人と地域とのつながりを確保できる基盤づくりとして、支え合い、助け合いの地域づくりを各地区社協で取り組んでいます。

### 小地域ネットワークづくり事業

#### ○ふれあい食事サービス

原則65歳以上のひとり暮らしの方を対象に、孤独感の解消、安否確認、地域課題の発見等を目的に実施しています。

#### ○ふれあい・いきいきサロン

高齢者や障がい者、未就学児と子育て中の親子を対象に、住み慣れた地域での交流の場として、気軽に集える場所（サロン）を開設しています。

#### ○地域見守り活動

安心・安全に暮らせるまちづくりのために、地区社協をはじめ各種団体が連携して地域の見守り活動を行っています。



### ふれあい福祉事業

#### ○ふれあい広場

地域住民による三世代交流イベントとして、交流の中で、地域福祉の理解と关心を深め、誰もが住みやすい、心のふれあいのあるまちづくりを目的に実施しています。

#### ○ふれあい在宅ケアの集い

在宅で介護されている方や、介護に関心のある方に、分かりやすく役立つ介護講習を実施しています。

#### ○高齢者料理教室

65歳以上の方に、簡単で食べやすい、メニューの調理実習を行い毎日の食事づくりの参考にしていただくために実施しています。



## ●和歌山市ふれ愛事業

障がいのある方を対象に機能回復訓練や茶道教室、パソコン教室、体操教室等を開催し、外出の機会や人との交流を深めることで生きがいづくりを支援しています。また、ふれ愛作品展やふれ愛交流会としてバリアフリー映画上映会も開催しています。

## ●意思疎通支援奉仕員養成講座

意思疎通に支障がある障がい者とその他の者が円滑に意思疎通できるよう、点訳・朗読に関する知識と技能を有する者を養成することを目的として開催しています。

# 社会福祉法人 和歌山市社会福祉協議会

事務局

〒640-8226 和歌山市小人町29番地

和歌山市あいあいセンター福祉交流館 内 TEL 073-431-5249 (代表)

## 【総務管理室 総務班】

TEL 073-431-5249 FAX 073-431-5248

メールアドレス w-shakyo.soumu@piano.ocn.ne.jp

## 【地域福祉推進室 地域福祉班】

TEL 073-431-5247 FAX 073-431-5250

メールアドレス w-shakyo.chiiki@piano.ocn.ne.jp

## 【ボランティアセンター】

TEL 073-431-0028 FAX 073-431-5250

メールアドレス w-shakyo.vora@wavora.sakuratan.com

## 【総務管理室 管理育成班】

TEL 073-431-5246 FAX 073-431-5248

メールアドレス w-shakyo.kanri@piano.ocn.ne.jp

## 【地域福祉推進室 生活支援班】

TEL 073-422-2081 FAX 073-424-4784

メールアドレス w-shakyo.chiiki@piano.ocn.ne.jp

## ●福祉サービス利用援助事業

TEL 073-423-0021 FAX 073-424-4784

## あいあいセンター福祉交流館（和歌山市からの指定管理業務）

〒640-8226 和歌山市小人町29番地

TEL 073-431-5246

FAX 073-431-5248

## 事務局分室・介護事業所

〒640-8157 和歌山市八番丁4番地

和歌山市八番丁館 内

## 【地域福祉推進室 介護福祉班】

TEL 073-431-0410 FAX 073-431-0229

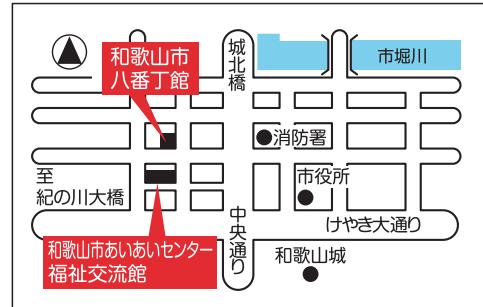
メールアドレス w-shakyo.03@siren.ocn.ne.jp

## 【訪問介護事業所】

TEL 073-433-6578 FAX 073-431-0229

## 【居宅介護支援事業所】

TEL 073-431-0224 FAX 073-431-0229



## 関連団体の事務局

- 和歌山市地区社会福祉協議会
- 和歌山市民生委員・児童委員協議会
- 和歌山市ボランティア連絡協議会
- 和歌山市老人クラブ連合会
- 和歌山市共同募金委員会
- 日本赤十字社和歌山県支部和歌山市地区
- 和歌山市遺族連合会
- 和歌山市戦災遺族会

## 和歌山市ふれ愛センター（和歌山市からの指定管理業務）

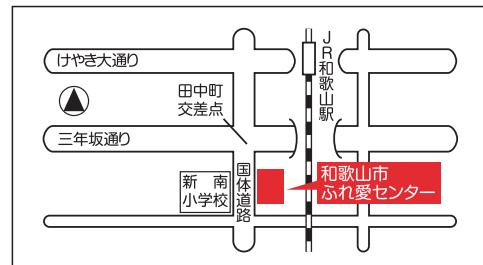
〒640-8328 和歌山市木広町5丁目1-9

TEL 073-433-8866

FAX 073-433-8868

メールアドレス

fureai.w@blue.ocn.ne.jp



## 和歌山市社会福祉協議会ホームページ

<https://w-shakyo.wixsite.com/w-shakyo>

令和5年度（2023）4月版

